

用語のご説明

共済の対象	共済契約により補償される物をいいます。建物や家財がこれに該当します。	実損払	共済金額を限度として、損害額の全額をお支払いすることをいいます。
再調達価額 (新価)	損害が発生した場所および時における共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。	敷地内	囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
協定済再調達価額	建物について、共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、弊組合と共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で共済契約証書に記載した額をいいます。	被共済者	共済の対象の所有者で、共済の補償を受けられる方をいいます。

共済金をお支払できない主な場合

- ・ 共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- ・ 共済の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ・ 共済の対象である家財が共済契約証書記載の建物外にある間に生じた事故
- ・ 火災等の事故の際における共済の対象の盗難
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ・ 電氣的事故による炭化または溶融の損害、機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害、亀裂・変形その他これらに類似の損害
- ・ 共済の対象の欠陥(共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
- ・ 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ・ ねずみ食い、虫食い等
- ・ 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとにその共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・ 共済掛金領収前に生じた事故(共済掛金の払込みに関する特約付帯の場合を除く)

共済掛金の割引

- 築浅割引
建物を共済の対象とするご契約で、共済始期日時点において建築年から共済始期年までの年数が20年未満の場合、「築浅割引」が適用され、建物の共済掛金が最大70%割引となります。(割引率は築年数と共済期間によって異なります。)
- 長期口座振替年払割引
長期契約(最長5年)の共済掛金を口座振替による年払とした場合、「長期口座振替年払割引」が適用され、共済掛金が最大8%割引となります。(割引率は共済期間によって異なります。)
- 事業継続力強化割引
契約の共済金額が1億円以上であり、経済産業省による「事業継続力強化計画認定」または地方自治体による「BCP優良認定・認証」を受けている場合、「事業継続力強化割引」が適用され共済掛金が10%割引となります。

共済期間および共済掛金の払込方法

- 共済期間
共済期間は、1年から5年までの整数年です。
- 共済掛金

一時払	1年契約について、共済掛金をご契約時に一括払でお支払いいただく方法です。
長期一括払	共済期間が1年を超える共済契約について、共済掛金をご契約時に一括払でお支払いいただく方法です。
口座振替	1年契約で、共済掛金を口座振替でお支払いいただく方法です。
長期口座振替年払	共済期間が1年を超える共済契約について、この共済契約に定められた総共済掛金を共済契約証書記載の回数および金額に分割して、口座振替方式によりお支払いいただく方法です。

※一時払および長期一括払によるお支払いには、直接集金方式や口座振替方式等があります。

ご契約にあたってご注意いただきたい事項

- 告知義務
ご契約者または被共済者の方は、共済契約の締結に際し、告知事項(重要事項説明書をご確認ください。))について、事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、事実を告げなかった場合や、事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除させていただくことや、共済金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務
ご契約者または被共済者の方は、告知事項のうち通知事項(重要事項説明書をご確認ください。))に変更が生じた場合は、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことや、共済金をお支払いできないことがあります。
- 解約
ご契約を解除される場合は、書面での手続きが必要となりますので、弊組合または取扱代理所までご連絡ください。解約の条件によっては、共済掛金を返還または請求させていただくことがあります。(この共済に満期返れい金はありません。)
- 共同元受
弊組合と全日本火災共済協同組合連合会とが共同して共済契約お引受しております。

※このパンフレットは、「新総合火災共済」の概要を説明したものです。詳細につきましては「約款」、「重要事項説明書」をご覧ください。

 愛知火災共済協同組合

本 部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-32 上前津KDビル8F
TEL 052(251)6281 FAX 052(251)7273
豊橋出張所 〒440-0882 豊橋市神明町74 豊橋フロントビル8F
TEL 0532(56)5701 FAX 0532(56)5702
ホームページアドレス <http://www.aichi-kyosai.jp>

取扱代理所

新 総合火災共済

専用住宅および併用住宅を対象とした火災共済です。



契約時の共済金額を限度に

「復旧に必要な修理費」をお支払いします。
(水災を除く)

従来の火災共済では、「時価額」の契約が主体となっていましたが、新総合火災共済では「再調達価額」として損害額※が全額補償され、損害額の再取得が自己資金なしで可能となりました。

建物については、「評価済共済」として、事故発生時には建物の再評価を行うことなく、全損の場合は協定再調達価額をお支払いし、分損の場合は再調達価額ベースによる損害額をお支払いすることになります。なお、家財については、再評価を行い損害額をお支払いします。

※復旧に必要な修理費をいいます。



愛知火災共済協同組合

新総合火災共済



様々な災害からお住まいを守る安心のプランです。

損害共済金 4つのプランからご希望に合わせてお選びください。

費用共済金 ●自動的にセットされる費用共済金

事故の種類	プラン								
	火災	落雷	破裂・爆発	風災、雹災、雪災	物体の飛来・衝突	水濡れ	騒擾・労働争議	盗難	水災
Aプラン	○	○	○	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません
Bプラン	○	○	○	○	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません
Cプラン	○	○	○	○	○	○	○	○	補償されません
Dプラン	○	○	○	○	○	○	○	○	○



地震火災費用共済金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、共済の対象(建物・家財)が下記の損害を被った場合に、共済金額の5%をお支払いします。(1事故1敷地内ごとに300万円限度)
【建物】 半焼以上(20%以上の損害)
【家財】 家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)
 ※ただし、Aプランは補償されません。

残存物取片づけ費用共済金

損害共済金が支払われる場合において、その事故により生ずる残存物の取片づけに要する実費をお支払いします。(損害共済金の10%が限度)

水道管修理費用共済金

共済の対象に建物が含まれる場合において、専用水道管が凍結により損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(1事故1敷地内ごとに10万円限度)
 ※パッキングのみに生じた損壊を除きます。

損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、消火薬剤の詰替費用等、その実費をお支払いします。

●任意でお選びいただく費用共済金

臨時費用共済金

(選択された場合)
 損害共済金にプラスして、損害共済金の10%をお支払いします。(1事故1敷地内ごとに100万円限度)
 (選択されない場合)
 臨時費用共済金のお支払いはありません。

主な特約(オプション)

借家人賠償責任特約

この特約を付した場合は、建物を借用している方(被共済者)が、火災または破裂・爆発事故により借用戸室に損害を与えたことにより、貸主に対して負担する法律上の賠償費用をお支払いします。

類焼見舞金補償特約

●お支払いする見舞金(類焼損害を被った物件等の所有者の方に共済金をお支払いします。)

類焼先が全損の場合(時価の80%以上の損害)	300万円または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が半損の場合(時価の20%以上80%未満の損害)	150万円または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が一部損の場合(時価の20%未満の損害)	50万円または時価損害額のいずれか低い額

設備・什器等損害特約、商品・製品等損害特約

共済契約証書記載の建物に収容される業務用の設備・什器等、商品・製品等を共済の対象として再調達価額(新価)基準の評価額の範囲内で設定します。
 ※商品・製品等の盗難による損害は対象外です。
 ⚠️事故の種類によっては、建物または家財と補償内容が一部異なります。

風災等支払方法変更特約

風災、雹災、雪災によって、共済の対象が損害を受け、その損害額が20万円以上となった場合に自己負担額を差引いてお支払いします。

※水災のお支払い	「居住の用に供する部分の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」		
	建物または家財に共済価額の30%以上の損害が生じた場合	建物または家財に共済価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合	建物の設備・什器・商品・製品に損害が生じた場合
損害の額 ※共済金額限度	共済金額×20% ※1事故1敷地内ごとに300万円または損害額のいずれか低い額が限度	共済金額×10% ※1事故1敷地内ごとに150万円または損害額のいずれか低い額が限度	共済金額×25% ※1事故1敷地内ごとに500万円または損害額のいずれか低い額が限度

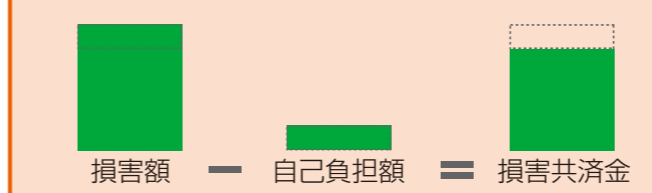
※現金等の盗難のお支払い

現金(通貨)、預貯金証書等の盗難の場合は、1事故1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。
 ⚠️共済の対象に家財が含まれる場合のみ補償されます。

事故の種類	支払限度額
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額

自己負担額について

風災・雹災・雪災については、お選びいただいた自己負担額(免責金額)を差引いてのお支払いとなります。



自己負担額	0円	5万円	10万円	20万円
-------	----	-----	------	------

※いずれかの自己負担額をお選びください。

共済の対象について

共済の対象となるのは、専用住宅および併用住宅の建物と家財です。特約で設備・什器・商品・製品にもご加入いただけます。
 ⚠️以下のものは、家財を共済の対象とする場合であっても共済の対象に含まれません。
 ・自動車、自動三輪車、および総排気量125CC超の自動二輪車
 ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(ただし、有価証券以外の物については、盗難に限り損害共済金のお支払い対象となります。)
 ・商品、製品等
 ・業務用の什器・備品
 ・動物および植物
 ・テープ、カード、ディスク、コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

共済金額の設定について

【建物】の場合
 再調達価額(新価)基準で算出した評価額を契約者または被共済者と協定の上、「協定再調達価額」を設定します。
【家財】の場合
 再調達価額(新価)基準の評価額の範囲内で設定します。
【設備・什器等損害特約】【商品・製品等損害特約】の場合
 再調達価額(新価)基準の評価額の範囲内で設定します。

共済金額の支払方法について

共済金額を限度として、新価・実損でお支払いします。
【建物】については、評価済共済となり事故時に再評価を行いません。
【家財】については、事故時に再評価を行います。
【設備・什器等】【商品・製品等】については、事故時に再評価を行います。
 ⚠️風災・雹災・雪災については、お選びいただいた※自己負担額(免責金額)を差引いてのお支払いとなります。